

資料

「余命ブログ」による弁護士大量懲戒請求事件に対する意見書

樋口直人

解題

本稿の目的は、複数の弁護士を標的として大量の懲戒請求がなされた事件をめぐる訴訟に対して、筆者が裁判所に提出した意見書を掲載することにある。この訴訟の原告は札幌弁護士会所属の弁護士3名、被告は3名に懲戒請求を行なった者のうち、北海道在住者となっている。本稿を提出した訴訟は、懲戒請求者の不法行為に対する損害賠償を求めたものである。事件のあらまはすでに報告されているが(金・姜・在日コリアン弁護士協会 2019)、これは自治体による朝鮮学校への補助金停止を実質的に求める文科省通知を批判する声明を日弁連が出したことに端を発している。それに対して、余命三年時事日記と題する右派ブログが、弁護士への懲戒請求を呼び掛けてそれに1000人以上が呼応し、実際に懲戒請求がなされた。このような懲戒請求の標的になった弁護士の一部は、請求者に対して損害賠償を求めてすでに提訴しており、被告側の責任が裁判でも認められている。

さらに本稿のような意見書の執筆を原告より依頼されたのは、事件の人種差別的性格を論ずるためである。原告は日本人弁護士であるが、懲戒請求のきっかけが朝鮮学校への補助金をめぐる問題だったこと、標的になったのは反人種主義団体の代理人になったことによっていた。これは、被害者が日本人であっても人種差別事件として扱うべきという意味で、徳島県教組襲撃事件と共通点が多い。徳島事件の被害者による民事訴訟に際して、筆者が意見書を執筆したことから、本件でも再び意見書を提出することになった。

意見書はあまり表に出ないものだが、筆者自身が意見書を執筆するに際して過去に公開された数少ない先例から多くを学んでいる。徳島事件で筆者が提出した意見書も、他の訴訟で参照され活用されていることから、本意見書も公開することとした。その際、内容には手を加えていないが、文献を末尾に一括表示にする、人名は記号化するといった処理を施した。執筆にあたって、弁護士から専門的な観点からのアドバイスをいただいた点についても、記して感謝したい。

1、はじめに

私は、排外主義を社会的に研究する立場から、日本の外国人排斥運動や反移民感情に関する実証的な調査を行ってきた¹。研究自体は学術目的のものだが、その知見をもとにして人種差別に関わる裁判への意見書を提出したことがある(樋口 2015)。その裁判と本件には、日本人が標的でありながらも事件が人種差別的性格を持つという共通点があるため、本意見書では評価に際して留意すべき点を論じていきたい。

本件の攻撃対象は日本人であるが、人種差別は「目的」と「効果」の二側面からなっている。そのため、事件の人種差別性の認定に際しては、攻撃対象よりも行為の動機と行為の結果を重視すべきである。現に、日本も批准した人種差別撤廃条約は、以下のように「区別、排除、制限又は優先」(行為)には「目的」(動機)と「効果」(結果)の両面があるとみな

している。

「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう²。

本件の特徴は、被告らが何の接点もなかった弁護士を標的とし、多数が共謀して懲戒請求を行ったことにある。その特異性ゆえに、本件は後述するような社会的注目を集めたが、「ブログにそそのかされた一般市民が、ことの重大性に後から気づいておののく」という図式に回収されるきらいがある。それに対して本意見書は、軽率な行動の背景と結果を人種差別という観点から評価する。

その際、第2節では被告が裁判所に提出した書面を読み解く形で、行動の目的（動機）を明らかにする。具体的には、以下の2つの問い——「なぜ弁護士会を標的としたのか」「なぜ特定の弁護士が懲戒請求の標的となったのか」——に答える形で、論を進めていく³。

第3節では、大量懲戒請求がもたらした人種差別的効果について、社会的関心の度合いを示すいくつかの資料から論じてみたい。

2、弁護士会、弁護士への憎悪と人種差別思想

(1) 弁護士会を標的とする背景

本件において、一見すると自明に思えるがそうではないのは、弁護士会を標的としたことと特定の弁護士に懲戒請求を行ったことの関係である。そこでまず、弁護士会と弁護士それぞれについて、何を目的として懲戒請求を行ったのか、改めて確認していこう。被告Aの意見書では、懲戒請求の趣旨として以下が挙げられている。

違法である朝鮮学校補助金支給要求声明に賛同し、その活動を推進する行為は、日弁連のみならず当会でも積極的に行われている二重の確信的犯罪行為である⁴。

では、何が違法で何が犯罪行為だというのか、検討していこう。

ここでいう「朝鮮学校補助金支給要求声明」とは、日弁連が発した「朝鮮学校に対する補助金停止に反対する会長声明」⁵を指す。この声明は、直接的には文科省が出した「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について（通知）」⁶を受けたものである。

懲戒請求書で最も重視されていると思われるのは、「補助金支給要求声明」との表現に端的にあらわれているとおり、日弁連会長声明が、その結論部分において地方公共団体に朝鮮学校への補助金の支出を求めている点である。

朝鮮学校への補助金の支出は、私立学校振興助成法に基づき地方公共団体の裁量によって行われるものであって、何ら違法な行為ではない。現に本件訴訟が係属している地である北海道においても、補助金の支出は行われている。したがって、朝鮮学校に補助金を支出することを求めたからといって何ら「違法」とはいえない。にもかかわらず、懲戒請求書がこ

の点を極めて重視し「違法」「確信犯的犯罪行為」とまで表現している点は注目に値する。

なお、日弁連会長声明における文科省通知に対する批判は、以下の2点に整理される。

第1は、朝鮮総聯と朝鮮学校の関係であり、文科省通知は次のように述べている。「朝鮮学校に関しては、我が国政府としては、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識しております」⁷。一方で、国連人種差別撤廃委員会（CERD）や国連経済社会理事会は、朝鮮学校に対する日本政府の政策を一貫して批判してきた（Ha 2020）。日弁連声明も、「具体的な事実関係を指摘することなく、上記のような政府の一方的な認識」と、強い調子ではないが政府見解に疑義を呈している。その意味で、日弁連声明は国際人権法の標準的な見解を踏まえたものだといえる。

第2は、今回の文科省通知の中心的な論点であり、「各地方公共団体におかれては、朝鮮学校の運営に係る上記のような特性（朝鮮総聯と朝鮮学校の関係に対する文科省の認識——引用者注）も考慮の上、朝鮮学校に通う子供に与える影響にも十分に配慮しつつ、朝鮮学校に係る補助金の公益性、教育振興上の効果等に関する十分な御検討とともに、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保及び補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供の適切な実施をお願いします」⁸という。

それに対する日弁連声明は、以下のように地方自治体への補助金交付に対する政府の圧力を問題としている。「各種外国人学校のなかの朝鮮学校のみを対象として補助金交付を停止するよう促しており、事実上、地方自治体に対して朝鮮学校への補助金交付を自粛するよう要請したものと云わざるを得ない」⁹。他方で日本政府は、国連に対しては日弁連が提起した上記の論点にまったくふれないばかりか、次のように回答さえしている。

朝鮮学校に対する地方自治体の補助金については、都道府県や市町村が、自らの財政状況や、公益上や教育の振興上の必要性を勘案し、各々の責任と判断に基づき実施しているものと認識しており、国から、地方自治体それぞれの事情を踏まえ、直接に地方自治体に対して補助金の再開又は維持を要請することは、適切でないと考えている¹⁰。

これは奇妙な議論で、文科省は自治体に補助金停止を実質的に要請する通知を出しながら、その点については言及しない。その一方で、地方自治の観点から「補助金の再開又は維持を要請」できないという¹¹。そうであるならば、政府は補助金の停止も要請できないという立場をとらねばならず、国内向けと対外的な論理が矛盾している。だからこそ、日本政府も文科省通知の正当性を主張できないわけであり、その意味で日弁連の批判の方に正当性があるといわざるを得ない。

このように、日弁連会長声明は、その結論部分及び結論を導く理由部分のいずれにおいても、法的根拠と正当性を備えている。少なくともこれを「違法」「確信犯的犯罪行為」と表現することは甚だ無理があるというほかないが、懲戒請求書は、あえてこのような表現を用いている。これは後述する「転倒した因果関係」のため、こうした位置づけ・評価をする必要にせまられてのことだと考えられる。

(2)特定の弁護士を標的とする背景

次に検討するのは、弁護士の中でも原告3名を標的として懲戒請求した背景である。これについて、被告ら被告Aらが提出した準備書面（以下「被告準備書面」と呼ぶ）では以下のように説明されている。

「C.R.A.C.という団体（以下当該団体）の公式ウェブサイト、『ツイッター・ジャパンにロック解除を求める内容証明を送付』というページがあり（丙31）、ツイッター・ジャパン社に送付した通知書が提示されている。その代理人として本件原告3名の名前もある」¹²。C.R.A.C.が「突然テロを引き起こすこともありうる」¹³団体だから、その代理人を務める「本件原告らについても、単に業務として受任しただけでなく、より深い関係があるのではないか」と懲戒請求の動機を述べる。

一方で、意識的なのか無意識なのか判然としないが、被告準備書面ではC.R.A.C.がいかなる活動を行う団体であるか、当該内容証明がいかなる意味を持つかについて言及していない。被告準備書面では、C.R.A.C.とテロを結び付けて論じる根拠として、当該団体の提唱者である野間易通のツイッターでの発言が挙げられている。しかしながら、被告準備書面が指摘する「しばき隊のメンバーは全員がチョソン・インミングンの便衣兵です」という図1のツイートは、冗談あるいは悪ふざけとしてしか読みようがない¹⁴。

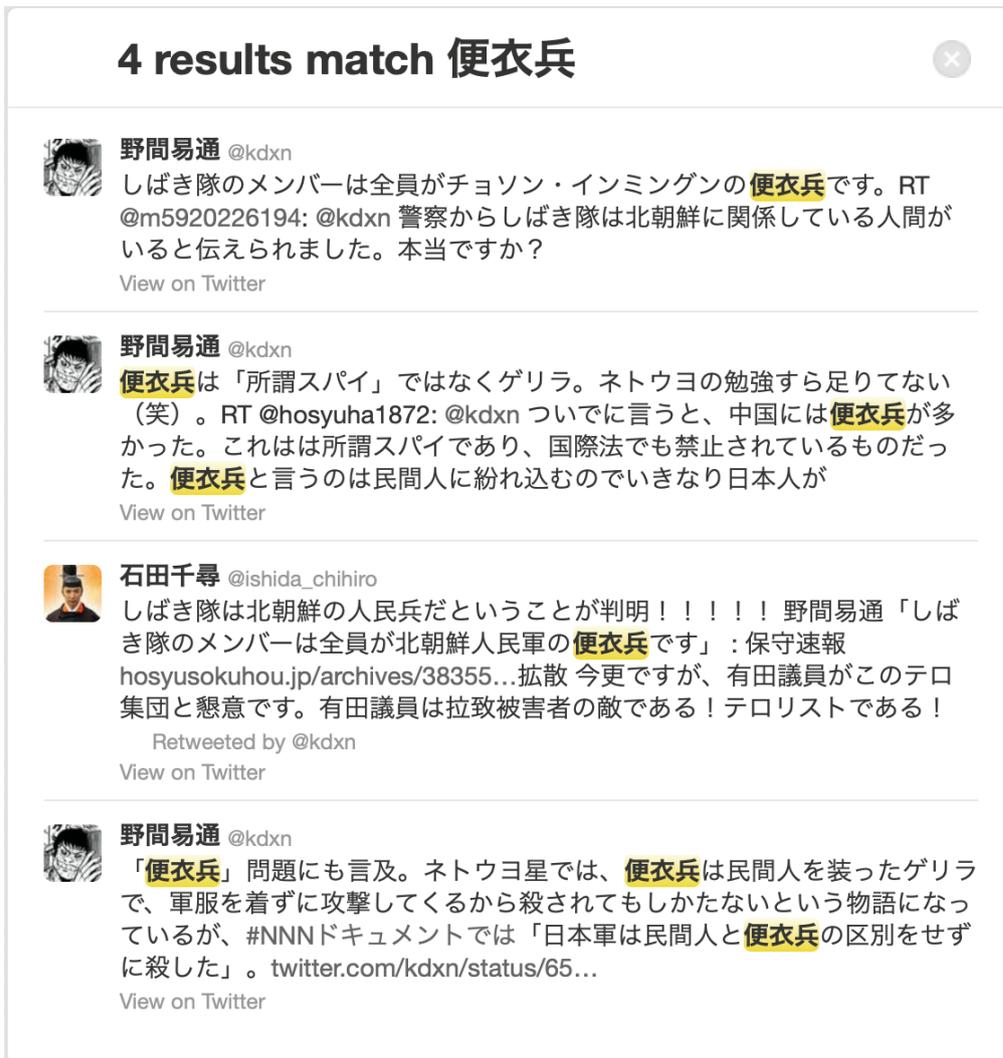


図1 野間易通のツイッターでの発言 (2014年5月27日)

にもかかわらず、被告準備書面は「野間の発言が事実であれば...当該団体は朝鮮人民軍指揮下にある『ゲリラの兵隊』が参加していることになる。もしも、当該団体の目的が野間の語るものとは異なり、非公然に他国の軍隊の指揮下で活動することにあるとしたら、突然テロを引き起こすこともありうるのではないか¹⁵という。これは意図的な歪曲であると言わざるを得ない。仮にそうでないとすれば、なぜこのような曲解を重ねることが可能になるのか。

被告準備書面及び意見書は、テロへの不安を懲戒請求の理由として挙げている¹⁶。そして、原告3名とテロを結び付けるのは、以下のような公式であると、被告Aらは意見書内で述べている。

しばき隊=C.R.A.C. (クラック) =共産党=ANTIFA=BLM=テロリスト¹⁷

この図式の中で、原告らは「しばき隊」と認定されており、それゆえ原告らはテロリストであるという。これは、同書面内で被告Aらが原告らを「しばき隊弁護士¹⁸と呼んでいることから明白である。

だが、被告らが上述の「便衣兵」発言を真に受けて、「しばき隊弁護士＝テロリスト」とみなしたのだというだけでは、本件における被告らの目的を明らかにできない。「しばき隊」とは直接関係ない人物までが、被告書面では「テロリスト」と名指されているからである¹⁹。たとえば、「テロリスト」とされる山本太郎、辻元清美、福島瑞穂といった国会議員は、「しばき隊」と関係ないし、上述の公式にある共産党に所属しているわけでもない。これは、便衣兵＝テロリストという被告の論に無理があることを示しており、被告が攻撃対象を定める理由を他に求めないと説明できない。

その際、被告らが「余命三年時事日記」というブログ（以下、余命ブログ）²⁰の呼びかけに応じて大量懲戒請求を行ったことに、留意する必要がある。被告が提出した書面は、出典を明記しないまま他の裁判関係書類から切り貼りした部分がかかなりの割合を占めているが、そのほとんどは余命ブログからの引き写しである。余命ブログと被告の書面において、上記3名の国会議員が「テロリスト」とされたのは、テロに関する日本政府の政策を批判していたことによる²¹。だが、3名はテロに関して人命尊重の立場で発言しているだけであり、発言内容をどのように解釈しようとも、3名をテロリストとして告発するのは論理的に不可能である。

そうした無謀なレッテル貼りをしてまで、なぜ「テロリスト」の告発を試みるのだろうか。これは、私が在特会の行動について「転倒した因果関係」（樋口 2015）と呼んだのと同型の論理にもとづいているため、以下で説明していく。

一般に、「告発」を理解するには、その原因（問題とされる事実）と結果（告発という行為）の間の因果関係をみる必要がある。しかし、人種差別に関わる案件をみるに際して、通常とは異なる因果関係を想定する必要があることが、西欧の研究で指摘されてきた（Sunier and van Ginkel 2006）²²。

すなわち余命ブログは、告発に足るような事実があるから上記3名の国会議員を告発したのではなく、3名を貶め攻撃したいがために告発の「根拠」を作り出すのである（余命ブログのキャンペーンで告発された他の人についても同様）（樋口 2015）。本件における被告の行動を理解するにあたっては、このように転倒した因果関係を前提としなければならない。

本件で、被告A（及びAを選定する前の被告らの大多数）が提出する意見書や申し入れ書が依拠している余命ブログは、「告発」以前から上記3名の国会議員を敵視する投稿を繰り返してきた。攻撃を正当化するため、テロ防止という大義名分を掲げて「告発」に至ったわけだが、これは方便にすぎず、実際には3名の社会的評価を下げることを目的としている。

これは「しばき隊」に対する評価についても同様で、余命ブログでは以下のように2013年からしばき隊に対する敵意が繰り返し表明されてきた（傍点すべて引用者）。

- ・引用1：在日特権を許さぬ会、いわゆる在特会としてデモ申請。これに対して反日勢力、しばき隊とか称する連中がデモで対抗と衝突を繰り返している²³。
- ・引用2：嫌韓デモに対して、在日朝鮮人が対抗してデモと称して朝鮮民主党有田等が組織し、しばき隊なるわけあり日本人を動員した拡大デモ²⁴。

- ・引用3：しばき隊に関わった人間は一般人だろうと在日だろうと全て調査の対象になるということで、公安の在日や反日勢力への宣戦布告と言ってもいいでしょう²⁵。
- ・引用4：新大久保デモでしばき隊を支持した共産党志位や小池、またみずほや有田も捜査対象でしょう²⁶。

しばき隊＝テロリストという被告の無理な立論は、この延長線上に位置づけられる。すなわち、しばき隊に対する敵意が先立って存在し、それらをまとめて攻撃する材料として「テロリスト」という口実が利用されていると評価できる。

現実には、しばき隊と共産党には何らかかわりがなく、共産党は排外デモの問題に対してむしろ消極的だったのだが、引用4のような形で関連付けられ、テロと結び付けられていく。敵意を持つ対象を指弾するために、テロというレトリックが用いられるわけである。

では、なぜしばき隊に敵意を持つのか。引用1～3が示すように、しばき隊は「反日」「在日」「朝鮮」にかかわるとみなされるからである。

まず、余命ブログは、2012年の開設当初から在日コリアンに対する敵意をむき出しにしてきた。ブログの呼びかけに応じて懲戒請求した被告らは、その熱心な読者であり、同様の敵意を共有してきたと評価できる。

被告らは人種差別的動機を強く否定しているが、そうした動機が典型的にあらわれた資料として、被告Bが当初提出していた書面を検討していく。被告Bは、自らの動機が人種差別ではないとする一方で、在日コリアンに関して下記のようなデマ情報を証拠として提出した（下線は引用者）。これらの証拠は自らの意見を代弁するものであり、自分ではなく在日コリアン側に問題があるというためだと思料される。

- ・引用1：日本国内で訴状の通りの人種差別が行なわれているなら、なぜ朝鮮学校を卒業した生徒が日本の多くの企業に入社できるのか？²⁷
- ・引用2：人権擁護と言われていますが、憲法違反の外国人への生活保護支給に手を貸すということはありませんよね²⁸。
- ・引用3：特別永住者と結婚すると、その他の外国人でも特別永住者になるんです。エジプト系特別永住者や、モロッコ系特別永住者など、もう既にいると警鐘を鳴らしていました²⁹。
- ・引用4：朝鮮人の凶悪犯罪一覧（以下略）³⁰。
- ・引用5：生活保護だけじゃない在日特権（以下略）³¹。

しかし、これらが虚偽の情報であることは、専門家がみればすぐにわかる。上記の例に即していうと、まず引用1では朝鮮学校を卒業した生徒の就職状況の根拠として、朝鮮奨学会の資料を用いている³²。同会の奨学生の就職先を掲げて「多くの企業に入社」できていると、被告Bは述べる。実際には、「韓国人・朝鮮人であって、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学（大学院を含む）に在学」³³することが同会の奨学生となる資格となっているため、朝鮮学校生は対象とならない。それゆえ、朝鮮奨学会の資料で朝鮮学校卒業生の就職先を明らかにするのは不可能である。

引用2で「憲法違反の外国人への生活保護支給」と被告Bは主張するが、外国人への生活保護支給自体は「準用」としてなされており、何ら違憲ではない（高藤 2001）。憲法上の権利ではない行政措置である（が準用は違憲でもない）ことを、「違憲」と歪曲して理解している。

引用3でも、特別永住という在留資格をまったく理解していない。特別永住者と結婚した者に用意される在留資格は、「永住者の配偶者等」であり、「その他の外国人でも特別永住者になる」というのは誤りである。

引用4の「朝鮮人の凶悪犯罪一覧」、引用5の「生活保護だけじゃない在日特権」に至っては、列挙されている内容の引用もはばかれるほど悪意に満ちたデマで構成されている³⁴。

このように、被告Bが「証拠」として提出する材料は、皮肉なことに被告B自身がデマ情報から人種差別的意識＝在日コリアンへの憎悪を強めていった証拠となっている。すなわち、以下で独白するように、被告Bは余命ブログに接する前から在日コリアンへの憎悪を抱いていた。

上記（＝在日特権——引用者注）は余命ブログ読者になる以前にネットに上がっていたものですが、日本政府への不信感が一気に強まりメモしていた...在日特権などはないと言うコメントもありますが、上記のような内容は思いのほか多く、私の個人的な感想を言えば、朝鮮人による日本人への猟奇的事件や芸能人の親が生活保護を受給していたニュース等の時に多く見られた気がします³⁵。

それが余命ブログに接することで、憎悪の対象に損害を与えられると考えて懲戒請求者と名乗りを上げた。そうした過程を、被告Bの提出書面から読み取ることができる。

それでも、日本人弁護士を標的にする動機に関して理解できない要素が残るため、再び余命ブログに戻って考えてみたい。余命ブログは、在日特権を許さない市民の会（在特会）の創設者である桜井誠と雑誌で対談するなど、在特会による人種差別行動に共感を示してきた（3代目余命・桜井 2016; 桜井・3代目余命 2016）。他方で、被告らによる懲戒請求の根拠として挙げられるしばき隊は、（カウンターと呼ばれる）反在特会の直接行動により、反ヘイトスピーチの世論形成に大きな役割を果たしてきた³⁶。しばき隊は、自らが敵視する在日コリアンの側に立つからこそ、被告らはしばき隊もまた排斥されねばならないと考え、告発や懲戒請求の対象とした。

つまり、本件の背景にあるのは、しばき隊に体现される反人種主義に対する憎悪である。原告がテロリストと名指しされたのも、反人種主義団体たるC.R.A.C.の代理人になったことに対して、被告らが敵意を抱いたからに他ならない。実際、懲戒請求された弁護士が初めて請求者を提訴した2018年5月16日の余命ブログは、「日本人と在日朝鮮人の戦いが始まった」と題している。そこでは、「在日朝鮮人に組みするものは日本人ではない」³⁷とされており、原告は「日本人ではない」存在として敵意を向けられたのである。

(3) 弁護士会と弁護士の接点——2つの標的を結び付けるものとしての人種差別思想

被告らが抱く、弁護士会への敵意と本件原告への敵意は、何によって結び付けられるのか。結論から述べると、大量懲戒請求は一石二鳥の効果を狙ったものであり、「反日」の弁護士

会と「しばき隊」の弁護士を攻撃するという意味で、人種差別的動機にもとづいていた。

事実経過全体を総合すれば、被告らは在日コリアンを憎悪し、その味方とみなす組織や個人をも「日本人ではない」として憎悪していた。

そうした憎悪の対象を排斥するために、余命ブログは朝鮮学校への補助金に関する日弁連の声明を利用し、「確信的犯罪行為」とした。さらに、声明作成とは無関係の原告を憎悪し懲戒請求キャンペーンの標的としたのは、原告が「便衣兵」の代理人たる「しばき隊弁護士」だからだとされる。双方を結び付けるのは、「朝鮮学校」「朝鮮人」などに対する憎悪であり、実際に被告 A は以下のように述べている。

この提訴は、いい機会であるから…国連安保理にリストアップされているメンバーの公表を申し入れたい。開示されれば悪質在日朝鮮人は一掃される³⁸。

在日コリアン弁護士は外国人である。法廷内で開戦有事の際は敵兵対応でよろしいか？本件訴状をみるに、内容はあからさまに偏向、朝鮮人マイノリティ問題にすり替えが行われている³⁹。

このように被告らの攻撃対象は、「在日朝鮮人」並びに「在日朝鮮人に与する者」と位置づけられている。換言すれば、在日コリアンを排斥するという人種差別的動機がまず存在し、その矛先が在日コリアンに向けられる場合と、在日コリアンに「与する」日本人に向く場合がある。対象は異なれど、動機の人種差別性という点で両者に何ら差異はない。この点については、在特会による徳島県教組襲撃事件の二審判決が以下に述べる通りである。

第1審被告らは、かねてから、在日朝鮮人が過去に日本社会に害悪をもたらし、現在も日本社会に害悪をもたらす存在であるとの認識を持ち、在日朝鮮人を嫌悪し、在日朝鮮人を日本人より劣位に置くべきである、あるいは、在日朝鮮人など日本社会からいなくなればよいと考えていたこと、つまり、在日朝鮮人に対する差別意識を有していたものと認められる⁴⁰。

徳島県教組襲撃事件では、「募金詐欺」というデマを作り出して攻撃の口実にしたのに対して、本件では「テロリスト」というデマにより懲戒請求がなされている。本節で検討してきたように、本件の被告らが大量懲戒請求を行うに至った動機には、在日コリアンに対する人種差別意識がある。それにもとづき、在日コリアンに与するとみなされる弁護士会と日本人弁護士を標的とするに至ったと評価できる。

3、懲戒請求事件の人種差別的効果

前節では、被告らの行動が人種差別的思想にもとづいており、在日コリアンの排除を目的としていることを論じた。本節では、それがどの程度の「効果」を持ったのかを具体的にみていきたい。その際、異例の大量懲戒請求に至る過程で生じる効果、懲戒請求そのものが持つ効果に分けて検討していく。

(1)懲戒請求に至る過程で生じた人種差別的効果

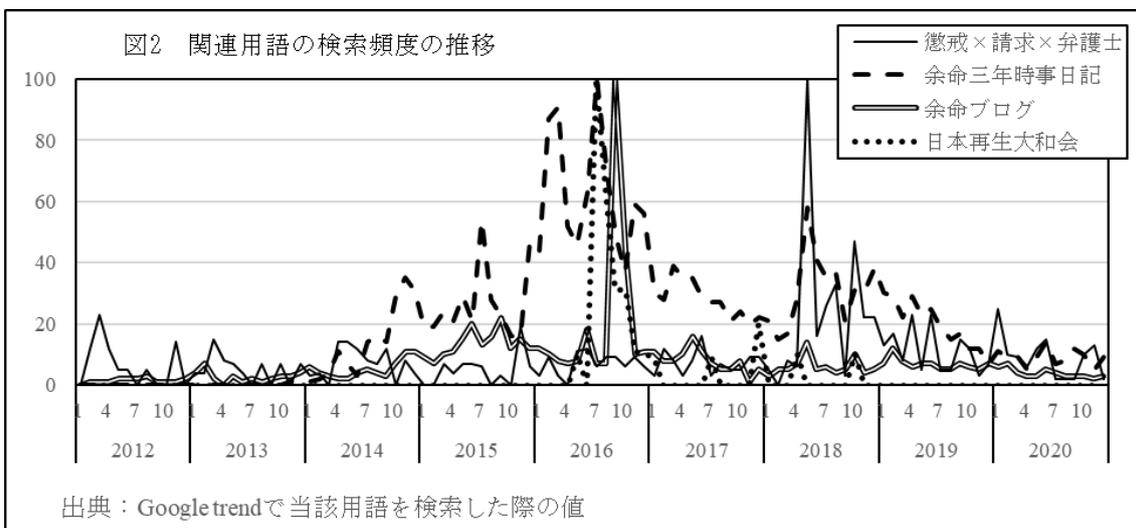
本件を含む大量懲戒請求事件の特異性は、余命ブログの呼びかけにより、相互に面識がない被告らが多数動員された集合行動たる点にある。第1節で述べたように、この行動は人種差別的動機にもとづいているため、動員に至る過程自体が一種の人種差別キャンペーンとして、差別意識を集合的に可視化した効果をもつ。

余命ブログは、人種差別的な内容の投稿を繰り返すだけでなく、キャンペーンを組織することにより読者を獲得してきた。キャンペーンの具体例としては、(1)「在日」と見なした人物を「不法残留者」として入国管理局に通報（2015年）、(2)「反日」と見なした人物を外患誘致罪などで検察に告発（2016年）、(3)朝鮮学校への補助金停止に反対する弁護士会長声明をめぐり弁護士を標的とした懲戒請求（2017年）が挙げられる⁴¹。このうち本件に直接関わるのは(2)と(3)であり、そのうち被告の書面で幾度も登場する「告発状」は(2)を指し、原告らに対する攻撃は(3)の一環である。

(1)で「不法残留者」と法務省が認知したケースはなく、(2)の告発はいずれも不受理、(3)も裁判で不法行為と認定されたように、一連のキャンペーンはすべて不首尾に終わったように見える。が、その直接的な目的の成否とは別に、人種差別を扇動し実際に多くの人を動かして、人種差別思想を流布した効果は残る。

それがどの程度のものであったか、現時点で用いる指標で示したのが図2となる。この図は、Googleでの関連語句の検索履歴を用いて、特定の用語がどの程度検索されたのかを示す⁴²。検索された件数が少ない語句の場合、そもそもデータをとることができないため、Google trendでデータが得られた時点でかなりの検索件数があったことになる。

(1)の不法残留キャンペーンは2015年に行われたが、図2をみると「余命三年時事日記」「余命ブログ」ともピーク時の半分程度の頻度でしか検索されていない。それに対して、(2)(3)が重なる2016年には両者ともピークに達している。これは、(2)と(3)の「告発状」と「懲戒請求」キャンペーンの方が、(1)より社会的に耳目を集めたことを示す。その影響力は、不法残留キャンペーンとは比較にならない水準に達しており、被告らもその一員となったキャンペーンが人種差別思想の流布に大きな効果をもたらしたことを表している。



(2)大量懲戒の結果としてもたらされた人種差別的効果

本件を含む懲戒請求は、実質的に各弁護士会が門前払いした結果となったが、懲戒請求したこと自体が人種差別的効果を伴っていた。どういうことか。まず、図2に戻ってみると、懲戒請求された弁護士が原告となって民事訴訟を提訴した2018年5月に、「懲戒+請求+弁護士」で検索された件数がピークに達している。

次に、懲戒請求が前例をみない件数にのぼったこと、その理由も異例であることがニュースバリューをもたらし、表1のように全国紙でかなり取り上げられるにいたった。産経新聞以外は回数が二桁に上っており、これは注目された事件であることを示す。記事において、各紙とも懲戒請求者を擁護することはなかった。しかし、以下の例が示すように朝鮮学校への補助金をめぐって懲戒請求がなされたことが広く知られるようになったことで、被告らの主張を広める効果をもたらした。

表1 弁護士懲戒関連新聞記事数

	朝日	毎日	日経	読売	産経
2017	1	0	0	1	0
2018	15	9	10	4	6
2019	12	12	4	5	1
2020	4	0	1	1	0
合計	32	21	15	11	7

出典：各社の新聞記事データベースから、「弁護士」「懲戒請求」で検索してヒットした記事のうち、日弁連声明に関連するものを計数した。

- ・懲戒請求は、各地の弁護士会が補助金打ち切りに抗議する声明を出したのを受け、中国や韓国を批判する著名なブログ上で呼びかけられた。2017年には例年の数十倍にあたる約13万件が全国の弁護士会に寄せられ、複数の弁護士が請求者に裁判を起こしている（『朝日新聞』2020年10月31日付）。
- ・朝鮮学校への補助金交付などを求める声明を出した全国の弁護士会に対し、各弁護士会の幹部らを懲戒処分するよう求める請求が昨年1年間で計約13万件出された（『読売新聞』2018年5月17日付）。
- ・ブログは、各弁護士会が平成28年に出した朝鮮学校への補助金交付を求める声明を批判し、所属弁護士の懲戒請求をあおっていた（『産経新聞』2018年12月26日付）。
- ・朝鮮学校への補助金を批判するブログの呼び掛けに応じ、弁護士会への懲戒請求が相次いだ（『日本経済新聞』2019年4月13日付）。
- ・補助金停止に反対する弁護士会や弁護士個人に、大量の懲戒請求書が届き始めた。日弁連によると17年だけで全国で約13万通に上ったという（『毎日新聞』2019年7月29日付）。

継続的に記事を読めば、この懲戒請求が不法行為であることは理解できる。が、それに対

する司法判断がどうであろうとも、懲戒請求キャンペーンは以下の理由で人種差別的効果をもってしまう。

まず、3(1)でみてきた一連のキャンペーンは、「情報ロンダリング」と呼びうる効果をもたらした (Klein 2012, 2017)。余命ブログが呼びかけるキャンペーンは、オフラインの公式的な手続き (刑事告発と懲戒請求) では一切の正統性が認められておらず、単なるデマ情報の域を出ない。しかし、インターネットではそうした情報が「ロンダリング」され、事実であるかのような信ぴょう性を持つことは、しばしば観察される (その最たる例として、2020年のアメリカ大統領選挙結果を否定する動きが挙げられる)。本件においても、第2節で検討したネット上のデマは、被告 B にとって裁判所に証拠として提出するまでの信憑性があったわけである。

つまり、余命ブログが呼びかけたキャンペーンは、ネット上で情報ロンダリングされるという特性を伴うがゆえに、被告らの人種差別的な主張を拡散する効果をもつ。本件についていえば、被告 A の申し入れ書や準備書面では、「国際テロリストとして告発されている弁護士」と原告らが名指しされている⁴³。受理されず差し戻された無意味な「告発状」が、インターネット上でロンダリングされ価値を持つものとして扱われ、懲戒請求の正当な根拠であるかのごとく主張されている。

なぜこうした事態が生じるのか。インターネットが、ユーザーの検索歴などに合致した情報を提供することで、ユーザーが特定の世界像へと閉じ込められていくことは、しばしば指摘されてきた。そうした現象を表すべく、フィルターバブルやエコーチェンバーといった言葉が用いられている (Pariser 2011; Jamieson and Cappella 2010)。

フィルターバブルとは、サーチエンジンで検索することがユーザーの好みを示す情報として記録され、それに合わせてネット上で情報が提示される状況を指す。エコーチェンバーは、自らの政治的立場に合致したメッセージばかりが共鳴するような空間を指しており、それゆえその空間で情報を閲覧している者は妥当性を検証することなくネット上の情報を信じるようになる。

本件の懲戒請求は、被告 B の書面が示すようにインターネット上でロンダリングされた人種差別思想が流通した結果であり、それをさらに増幅する原因にもなっている。余命ブログは、約 1000 人をキャンペーンに動員し、10 万件以上もの懲戒請求書を送付する程度に読者がついており、現在に至ってもなお懲戒請求の正統性を主張している。特に本件に関する投稿は、2017 年=1 件、2018=1 件、2019 年=6 件、2020 年=50 件と増加しており、被告らの主張は拡散され続けている⁴⁴。

読者のうち、懲戒請求者になって事態の重大さに気づいたり、報道などで実態を知ったりした者の一部は、余命ブログから距離をとるようになったと思われる⁴⁵。が、それ以外の多くの読者は、原告らを「懲戒請求されたテロリスト弁護士」と未だに信じている可能性が高い (そうでなければブログを閲覧し続けられないだろう)。そこで言及される刑事告発や懲戒請求自体は、正規の手続きであるため、その結果にふれさえしなければ正当な異議申し立てと捉えられる。その結果として懲戒請求は、人種差別に反対する弁護士をテロリスト呼ばわりし、処罰されるべきだという人種差別思想を広める効果をもたらしたのである。

4、おわりに

日本の人種差別運動の代表たる在特会について研究してきた者としていえば、本件は目的・効果の双方において在特会との共通点が多い。しかし、在特会が可視的な集団として人種差別的行動を展開したのに対して、余命ブログ上のキャンペーンの一部である本件は、動機や結果が見えにくい特質をもつ。それゆえ本意見書では、「目的」と「効果」の両面から、大量懲戒請求がもつ人種差別的な性格について論じてきた。

まず目的に関しては、被告らの主張を表面的に捉えるだけでは不十分なこと、行為に至る動機形成の因果関係を捉え直す必要があることを指摘した。本件に至る余命ブログのキャンペーンは、主張や根拠の荒唐無稽さゆえに被告らの動機を理解するのが難しい。しかし、被告らはかねてから在日コリアンに対して差別意識をもち、人種差別に反対する日本人を含めて排斥したいという動機を持つがゆえに、中身の真偽を吟味せず懲戒請求を行うに至った。つまり、被告らにおいて在日コリアンやその味方とみなしうる者を排斥したいという目的があるから、弁護士会の声明や C.R.A.C の代理人になることに問題があるという大義名分が捏造されたと考えねばならない。

効果については、いくつかの水準に分けて論じてきた。第1に、余命ブログ上のキャンペーンは直接的な目標達成の成否とは別に、呼びかけにより注目を集め、多くの者を人種差別的行為に動員する間接的効果がある。こうした側面に関しては法社会学の研究があり、間接的効果について以下のように記されている。

訴訟ないし法を動員することの最も有益な効果は、当事者や彼らを取りまく社会の判断枠組みの変容にこそ現れているのであって、長期間にわたり繰り返される法動員による当事者の権利意識の伸長と、長期的スパンでの社会意識の変容は、それがたとえ間接的効果であったとしても運動の価値実現に有益だとするのである（大塚 2005: 79）⁴⁶。

ここでいう法動員（legal mobilization）の中心は訴訟を指すが、それに限定されるものではなく、刑事告発や本件のような懲戒請求も含まれる。上記引用における「権利意識」を「人種差別意識」に置き換えれば、余命ブログによる一連のキャンペーンが、人種差別思想を拡散する効果をもつことは容易に想像できる。

第2に、間接的な影響まで考えれば懲戒請求の「効果」は、さらに広がりがあると考えたほうがよい。原告らが行ったような人種差別に対して反対する表現・行為が、嫌がらせ行動によって抑制される結果、原告らはもちろん、仮に原告らが抑制されなかったとしても、反差別的な声が封殺されてしまう。これは、公的な言論空間での意見表明という民主主義の基本となる権利を制限するものであり、結果的に人種差別思想の拡散を進めるものとなる。それにより、社会を人種差別により分断し、社会の統合を損なう効果を、余命ブログのキャンペーンは持っていた。

これらのことが明確に認識されるようになった結果、大量懲戒請求に対抗する訴訟が弁護士を原告としてなされてきた。これは、余命ブログのキャンペーンが裁判のプロとしての弁護士を見くびった結果でもある。にもかかわらず、人種差別的な書き込みは続いている。本件は、大量懲戒請求事件の人種差別的な性格に対して司法判断を下す重要な場であり、本意見書で述べた行為の因果関係や社会的影響の大きさを踏まえた審理を願うものである。

- ¹ 関連する主な著作として以下がある（樋口 2014, 2018; 樋口ほか 2019; 小熊・樋口 2020; Higuchi 2016, 2018, 2020a, 2020b, 2021）。
- ² あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、第1条第1項（外務省訳）。
- ³ 令和2年（ワ）第1671号損害賠償請求事件、被告Aの準備書面1（札幌地方裁判所民事第2部、2020年11月12日、以下被告準備書面と略記）。
- ⁴ 懲戒請求書の文面。令和2年（ワ）第1671号損害賠償請求事件、被告Aの意見書（札幌地方裁判所民事第2部、2019年12月10日）、9頁から引用。
- ⁵ 2016年7月29日発出
（<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2016/160729.html>）。
- ⁶ 027文科際第171号、2016年3月29日発出。
- ⁷ 前掲、027文科際第171号。
- ⁸ 前掲、027文科際第171号。
- ⁹ 前掲、日弁連声明。
- ¹⁰ 人種差別撤廃条約 第10回・第11回 政府報告（外務省仮訳）32頁
（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000272984.pdf>）。
- ¹¹ 人種差別撤廃条約 第10回・第11回 政府報告（外務省仮訳）32頁
- ¹² 被告準備書面、22-3頁。
- ¹³ 被告準備書面、23頁。
- ¹⁴ 単なる冗談であることは、野間氏自身にも筆者確認済。
- ¹⁵ 被告準備書面、23頁。
- ¹⁶ 被告Aによる意見書（2019年12月10日）、5、23頁。
- ¹⁷ 令和2年（ワ）第1671号損害賠償請求事件、被告Aによる意見書（2020年7月27日）、5頁。
- ¹⁸ 被告Aによる意見書（2020年7月27日）、5頁。
- ¹⁹ 被告Aによる意見書（2020年7月27日）、5頁。令和2年（ワ）第1671号損害賠償請求事件、被告Aによる申し入れ書（2019年11月20日）、2-3頁も参照。
- ²⁰ 現在はバックアップサイトが公開されている（<https://yomei3f0nvz49ri.wordpress.com/>）。
- ²¹ たとえば以下を参照（<https://yomei3f0nvz49ri.wordpress.com/2020/06/03/0265-antifa> 辻元清美①）。
- ²² より古典的な例としては、サルトル（1956）がある。
- ²³ 2013年7月24日。在特会の正式名称は、「在日特権を許さない市民の会」。
- ²⁴ 2013年9月29日。
- ²⁵ 2014年9月14日。
- ²⁶ 2014年9月28日。登場する人名は、志位和夫、小池晃、福島瑞穂、有田芳生の各国会議員と思われる。
- ²⁷ 令和2年（ワ）第1671号損害賠償請求事件、被告Bの陳述書（乙一号証と記載のあるもの）、5頁（2019年12月15日）。
- ²⁸ 令和2年（ワ）第1671号損害賠償請求事件、被告Bの陳述書（乙一号証と記載のあるもの）、5頁（2019年12月15日）。
- ²⁹ 令和2年（ワ）第1671号損害賠償請求事件、被告Bの陳述書（乙二号証と記載のあるもの）、33頁（2019年12月15日）。
- ³⁰ 令和2年（ワ）第1671号損害賠償請求事件、被告Bの陳述書（乙二号証と記載のあるもの）、35頁（2019年12月15日）。
- ³¹ 令和2年（ワ）第1671号損害賠償請求事件、被告Bの陳述書（乙四号証と記載のあるもの）、14頁（2019年12月15日）。
- ³² 令和2年（ワ）第1671号損害賠償請求事件、被告Bの陳述書（乙六号証と記載のあるもの）。

の)、6頁(2019年12月15日)。

³³ 財団法人朝鮮奨学会奨学金給与規定 (<http://www.korean-s-f.or.jp/02-01.htm>)。

³⁴ 在日特権という主張に根拠がないことは、樋口前掲書、2014年で詳述している。

³⁵ 令和2年(ワ)第1671号損害賠償請求事件、被告Bの答弁書(乙四号証と記載のあるもの)、14頁(2019年12月15日)。

³⁶ 筆者調査による(樋口2018)。

³⁷ 【バックアップ】余命三年時事日記2018年5月16日付「日本人と朝鮮人の戦いが始まった」(<https://yomei3f0nvz49ri.wordpress.com/2018/05/16/2519-日本人と在日朝鮮人の戦いが始まった/>)。

³⁸ 被告Aの意見書、27頁。

³⁹ 被告Aによる申し入れ書、3頁。

⁴⁰ 平成27年(ネ)第144号、第254号 損害賠償請求控訴、同付帯控訴事件判決(平成28年4月25日、高松高裁)、26頁。

⁴¹ 『毎日新聞』Web版2018年10月23日付。

⁴² 以下から検索できる (<https://trends.google.co.jp/trends/?geo=JP>)。図の縦軸の数値は絶対値ではなく、検案件数がもっとも多い月が100になるようにした相対的な値である。なお、日本再生大和会とは、弁護士への懲戒請求の事務局となった別名義の団体を指す。

⁴³ 被告Aの申し入れ書、2-3頁。被告準備書面、22-3頁。

⁴⁴ 【バックアップ】余命三年時事日記 (<https://yomei3f0nvz49ri.wordpress.com/>) より筆者計数。

⁴⁵ 被告Cらの主張はその典型例である。

⁴⁶ この領域の研究の先駆的・代表的な例として、McCann(1994)がある。

文献

Ha, Kyung Hee (2020) “Dilemma of Multicultural Coexistence: Korean Schools in Japanese Society,” *Journal of Contemporary Eastern Asia*, Vol.19, No.2, pp.20-39.

樋口直人(2014)『日本型排外主義 在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会。

———(2015)「在特会による徳島県教組襲撃事件裁判に対する意見書」(『徳島大学社会科学研究』No.29)、209-238ページ。

———(2018)「ヘイトが違法になるとき ヘイトスピーチ解消法制定をめぐる政治過程」(『レヴァイアサン』No.62) 96-115ページ。

樋口直人ほか(2019)『ネット右翼とは何か』青弓社。

Higuchi, Naoto (2016) *Japan's Ultra-right*, Trans Pacific Press.

———(2018) “The Radical Right in Japan,” in Jens Rydgren ed., *The Oxford Handbook of the Radical Right*, Oxford University Press, pp.681-697.

———(2020a) “When Hate Becomes Illegal: Legislation Processes of the Anti-Hate Speech Law in Japan,” in Myongkoo Kang, Marie-Orange Rivé-Lasan, Wooja Kim and Philippa Hall eds., *Hate Speech in Asia and Europe: Beyond Hate and Fear*, Routledge, pp.112-126.

———(2020b) “The Pro-establishment Radical Right: Japan’s Nativist Movement Reconsidered,”

- in David Chiavacci, Simona Grano and Julia Obinger eds., *Civil Society and the State in Democratic East Asia: Between Entanglement and Contention in Post-High Growth*, Amsterdam University Press, pp.117-140.
- (2021) “Japan’s Postcolonial Hate Speech,” in Yuji Nasu and Shinji Higaki eds., *Hate Speech in Japan: The Possibility of a Non-regulative Approach*, Cambridge University Press, pp.363-380.
- Jamieson, Kathleen Hall and Joseph N. Cappella (2010) *Echo Chamber: Rush Limbaugh and the Conservative Media Establishment*, Oxford University Press.
- 金竜介、姜文江、在日コリアン弁護士協会(2019)『在日コリアン弁護士からみた日本社会のヘイトスピーチ 差別の歴史からネット被害・大量懲戒請求まで』明石書店。
- Klein, Adam (2012) “Slipping Racism into the Mainstream: A Theory of Information Laundering,” *Communication Theory*, Vol.22, pp.427-448.
- (2017) *Fanaticism, Racism and Rage Online: Corrupting the Digital Sphere*, Palgrave Macmillan.
- 高藤昭(2001)『外国人と社会保障法 生存権の国際的保障法理の構築に向けて』明石書店。
- McCann, Michael W. (1994) *Rights at Work: Pay Equality Reform and the Politics of Legal Mobilization*, University of Chicago Press.
- 小熊英二、樋口直人編(2020)『日本は「右傾化」したのか』慶応義塾大学出版会。
- 大塚浩(2005)「訴訟動員と政策形成／変容効果 法運動における訴訟再定位へむけての一試論」(『法社会学』No.63) 75-92 ページ。
- Pariser, Eli (2011) *The Filter Bubble: What the Internet Is Hiding from You*, Penguin.
- 桜井誠、3代目余命(2016)「モンスター対談(2) 桜井誠×3代目余命」(『ジャパニズム』No.32) 4-13 ページ。
- 3代目余命、桜井誠(2016)「モンスター対談 3代目余命×桜井誠」(『ジャパニズム』No.31) 4-15 ページ。
- ジャン・ポール・サルトル(1956)『ユダヤ人』安堂信也訳、岩波書店。
- Sunier, Thijs and Rob van Ginkel (2006) “‘At Your Service!’ Reflections on the Rise of Neo-Nationalism in the Netherlands,” in Andre Gingrich and Marcus Banks eds., *Neo-Nationalism in Europe and Beyond: Perspectives from Social Anthropology*, Berghahn Books, pp.107-124.

樋口直人 (ひぐち なおと)

早稲田大学人間科学学術院／higuchinaoto@waseda.jp